

平成30年11月1日
四国電力株式会社

「一般財団法人 南予医療振興財団」の設立について

当社は、愛媛県の八西地区（八幡浜市および西宇和郡伊方町）を中心とした南予地域の医療を担う医師を確保し、同地域の医療の充実および万一の原子力災害に備えた医療体制の整備を図るため、南予医療振興財団を新たに設立し、愛媛大学医学部医学科生を対象に、来年度から奨学金貸与事業を行うこととしております。

（平成30年8月2日 お知らせ済）

本日、南予医療振興財団を設立いたしましたので、お知らせします。

1. 財団の概要

- ・ 名 称：一般財団法人 南予医療振興財団
- ・ 設 立 日：平成30年11月1日（木）
- ・ 所 在 地：愛媛県松山市湊町六丁目1番地2
（四国電力(株) 原子力本部内）
- ・ 事業内容：愛媛大学医学部医学科生への奨学金貸与事業

2. 奨学金貸与事業の概要

- ・ 貸与期間：原則6年間
- ・ 貸与金額：最大1,080万円
[年間180万円（15万円×12か月）×6年間]
- ・ 返済免除：南予地域等の指定医療機関に7年間勤務（最後の2年間は市立八幡浜総合病院を中心に勤務）すれば返済免除
- ・ 貸与人数：毎年2名（計16名）
[平成31年度から8年間募集予定]

3. 財団の連絡先（本日以降のお問合せ先）

- ・ 電話番号：089-910-1340
- ・ FAX：089-910-1339
- ・ メールアドレス：info@nanyo-msp.jp
- ・ ホームページ：<https://www.nanyo-msp.jp>

応募方法をはじめとする奨学金貸与制度の詳細については、今後、南予医療振興財団のホームページ等を通じて、随時お知らせしてまいります。

（参考資料）奨学金貸与制度のリーフレット

以 上

愛媛県南予地域
医師確保
奨学金
貸与制度

MEDICAL
SCHOLARSHIP
PROGRAM

一般財団法人 南予医療振興財団とは

南予医療振興財団は、医師を養成する愛媛大学医学部、八西地区の中核病院である市立八幡浜総合病院、および四国電力株式会社が連携を図り、愛媛県八西地区（八幡浜市および西宇和郡伊方町）を中心とした南予地域の医療を担う医師を確保し、同地域の医療の充実および万一の原子力災害に備えた医療体制の整備を図ることを目的に、愛媛大学医学部医学科生を対象に奨学金貸与事業を行う一般財団法人です。



愛媛大学医学部



市立八幡浜総合病院



四国電力株式会社

MEDICAL SCHOLARSHIP PROGRAM

愛媛県南予地域の医療を支える
あなたの夢を応援します



一般財団法人
南予医療振興財団

【お問合せ・申込先】
〒790-0012
愛媛県松山市湊町6丁目1番地2
四国電力(株)内

TEL: 089-910-1340
FAX: 089-910-1339
info@nanyo-msp.jp
www.nanyo-msp.jp



愛媛県南予地域
医師確保
奨学金
貸与制度



MEDICAL SCHOLARSHIP PROGRAM

愛媛県南予地域の医療を支える
あなたの力を応援します



一般財団法人
南予医療振興財団

愛媛大学
医学部
医学科生対象

愛媛県南予地域 医師確保奨学金 貸与制度について



一般財団法人 南予医療振興財団（以下「当財団」）の愛媛県南予地域医師確保奨学金貸与制度は、将来、愛媛県八西地区（八幡浜市および西宇和郡伊方町）を中心とした南予地域の医療機関において医師として勤務し、同地域の医療の充実・発展に貢献しようとする意欲に富んだ医学生に対して、その修学に必要な資金を当財団が貸与する制度です。

貸与を受けた医学生が、愛媛大学医学部を卒業後3年以内に医師免許を取得し、7年間（臨床研修期間2年間を含む）を当財団が指定する南予地域を中心とした医療機関で勤務した場合、奨学金の返済が免除されます。

奨学金制度の概要

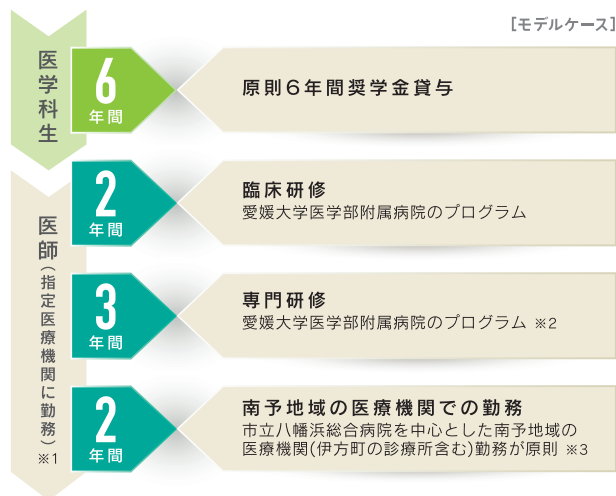
ABOUT OUR SCHOLARSHIPS

貸与対象者	人数
愛媛大学医学部医学科生	2名/年※
奨学金貸与額	150,000円/月
貸与期間	入学月から大学を卒業する月までの6年間
貸与方法	2ヶ月分をまとめて、4月、6月、8月、10月、12月、2月に口座振込
貸与申請	愛媛大学医学部の入学手続き完了後に、当財団が指定する書類により申請

※新入生からの貸与開始を原則としますが、新入生以外（2～6年生）についても応募は可能です。

奨学金の返済免除

貸与期間終了後、南予地域等の指定医療機関に7年間（臨床研修期間2年間を含む）勤務した場合、貸与額が全額返済免除されます。なお、スキルアップのために、7年間の義務期間中に3年を限度に指定医療機関以外で研修を受けることを認めることとしますが、この場合、指定医療機関以外での研修期間は義務期間（7年間）に算入されません。



■ 制度概要・詳細は、財団のWEBサイトに掲載してありますのでご確認ください。

REPAYMENT EXEMPTIONS

※1 指定医療機関

指定医療機関とは、愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字病院、愛媛県立中央病院、市立八幡浜総合病院、市立宇和島病院、市立大洲病院、西予市立西予市民病院、西予市立野村病院の8病院および西宇和郡伊方町地域の診療所などを指します。

※2 専門研修

専門研修（3年間）は、臨床研修終了後、愛媛大学医学部附属病院のプログラムにより研修を受けます。なお、専門研修期間中における愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字病院および愛媛県立中央病院での勤務は原則2年以内とします。専門研修期間中は、指定医療機関に勤務しながら各種専門医の資格取得を目指します。特に、内科、外科、小児科、産婦人科、救急科、総合診療科、整形外科を専攻することが推奨されます。なお、専攻した領域の専門研修期間が4年以上あり、指定医療機関以外での研修が必要である奨学生、或いは専門研修後にスキルアップを図りたい奨学生については、3年を限度に指定医療機関以外での研修を受けることを認めることとし、奨学生のキャリア形成を支援します。この場合、指定医療機関以外での研修期間は、業務従事期間（7年間）に算入されず、義務期間については、後年度に繰り延べられます。

※3 南予地域の医療機関勤務

専門研修終了後の2年間は、市立八幡浜総合病院を中心とした南予地域の医療機関（市立宇和島病院、市立大洲病院、西予市立西予市民病院および西予市立野村病院など）での勤務を原則とします。また、この期間においては、西宇和郡伊方町の診療所勤務となる場合があります。

奨学生は、業務従事期間中においても、指定医療機関（勤務先）での業務等に支障のない範囲で、愛媛大学大学院医学系研究科（博士課程）の社会人大学院生制度を活用することができます。卒業後の勤務配置については、各種専門医（内科、外科等）の資格取得を考慮したプログラムを検討しております。

奨学金の返済

返済免除要件に該当しないなど、貸与を受けた奨学金の全部、または一部を一括して返済しなければならない場合があります。
※詳しくは、WEBサイトでご確認ください。

その他の注意事項

奨学金貸与に際しては、「独立の生計を営み、奨学金の返済の債務を負担することができる資力を有する成年者」2名の保証人が必要で（原則として、保証人はそれぞれ別の居住地である必要があります）。



愛媛県南予地域の
医療の未来を支えます！